

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令新旧対照条文  
 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 十（略）</p> <p>十の二 一 水素二弗化アンモニウム及びこれを含有する製剤。ただし、一 水素二弗化アンモニウム四%以下を含有するものを除く。</p> <p>十の三 一 二十八の十（略）</p> <p>二十八の十二 一 三・（六・クロロピリジン・三・イルメチル）・一・三・チアゾリジン・二・イリデンシアナミド（別名チアクロプリド）及びこれを含有する製剤。ただし、三・（六・クロロピリジン・三・イルメチル）・一・三・チアゾリジン・二・イリデンシアナミド三%以下を含有するものを除く。</p> <p>二十八の十二 一 百九（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 十（略）</p> <p>十の二 一 水素二弗化アンモニウム及びこれを含有する製剤</p> <p>十の三 一 二十八の十（略）</p> <p>二十八の十二 一 三・（六・クロロピリジン・三・イルメチル）・一・三・チアゾリジン・二・イリデンシアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、三・（六・クロロピリジン・三・イルメチル）・一・三・チアゾリジン・二・イリデンシアナミド一・五%以下を含有するものを除く。</p> <p>二十八の十二 一 百九（略）</p> <p>2（略）</p>

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文  
 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>別表第一（第四条の二関係）                      毒物                      （略）                      劇物                      一〇の五（略）                      十一の六 三・（六・クロロピリジン・三・イルメチル）・一・三                      ・チアゾリジン・二・イリデンシアナミド（<u>別名チアクロプロリド</u>                      ）及びこれを含有する製剤。ただし、三・（六・クロロピリジン                      ・三・イルメチル）・一・三・チアゾリジン・二・イリデンシア                      ナミド<u>三%</u>以下を含有するものを除く。                      十一の七〇六十七（略）</p>	<p>別表第一（第四条の二関係）                      毒物                      （略）                      劇物                      一〇の五（略）                      十一の六 三・（六・クロロピリジン・三・イルメチル）・一・三                      ・チアゾリジン・二・イリデンシアナミド及びこれを含有する製                      剤。ただし、三・（六・クロロピリジン・三・イルメチル）・一・                      三・チアゾリジン・二・イリデンシアナミド<u>一・五%</u>以下を含有                      するものを除く。                      十一の七〇六十七（略）</p>